

審 第 3 3 8 0 号
答 申 第 5 8 9 号
令 和 5 年 3 月 2 8 日

千葉県教育委員会

教育長 富 塚 昌 子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年12月28日付け教職第884号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第898号

平成29年11月22日付けで審査請求人から提起された、平成29年9月4日付け教職第524号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が、平成29年9月4日付け教職第524号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、退職日及び退職の事実の情報については開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年8月4日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「2016年度末に退職した高等学校長に係る職員配置内示書。」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、職員配置内示書（平成28年度末に退職した高等学校長に係るものに限る。以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、同年11月22日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

千葉県教育委員会教育長〇〇〇〇（以下「教育長」という。）が、教職第524号（平成29年9月4日付け）で行った行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 本件処分の経過

審査請求人は、2017年8月4日付けで「職員配置内示書（2016年度末に退職した高等学校長に係るもの）」の開示請求を行った。これに対して教育長が本件処分を行った。

審査請求人が本件処分に係る文書（職員配置内示書、以下「本件文書」という。）の開示を受けたのは、10月3日であった。しかし、開示された文書の不開示部分が「転出者」用と「転入者」用で異なり、「転入者」ではほとんどの部分が不開示であったこと（ただし10月3日の開示においては、「転入者」用の「校長」の部分は不開示であった。）また、実施機関での不開示処理に瑕疵があったことなどから、実施機関が持ち帰った。

さらに、10月3日に開示された「転入者」用文書では、「校長」の部分が開示されておらず、開示請求（2016年度末に退職した高等学校長に係るもの）に対応した文書であるかどうか不明であったため、総務部審査情報課相談調整班主査〇〇〇〇に相談したところ、「校長」の部分だけでも開示してはどうかとのアドバイスをもらった。実施機関は、一度はこのアドバイスを受け入れなかったが、審査請求人が再検討を促したところ、11月15日には「校長」の部分を開示した文書を開示し、審査請求人は写しの交付を受けた。

(2) 実施機関の説明

本件処分の理由は、千葉県情報公開条例（以下「本件条例」という。）第8条第2号に該当するというものである。しかし、職員の新旧の所属及び職名は、職務遂行に係る情報であり、同号ただし書ハに該当するため、不開示情報ではない。

これに対し、実施機関の企画管理部教育総務課文書・情報室主事〇〇〇〇は、「新」・「現」各所属については、同号ただし書ハに該当するが、内示書は異動に関する「身分の情報」であり、職務遂行に関する情報でない、ただし、現職の異動については公表されているため、開示している、と説明した。

(3) 本件処分の違法性

本件条例第8条第2号ただし書ハに該当するか否かについては、まず当該情報が職務遂行に係る情報であるか否かを判断することにある。本件文書の不開示部分は、すべて職務遂行に係る情報であることに疑いはない。その上で、「公務員情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等や職員の所得情報、家族状況等の情報は職員の個人情報として保護されるものであり、対象とはならない。」

（千葉県情報公開条例解釈運用基準）を適用するか否かを判断することになる。

そうすると、本件文書においては、職員番号を除く不開示部分は、いずれも上記保護の対象にはあたらず、本件条例第8条第2号ただし書ハに該当するというべきである。

なお、この判断にあたっては、本件条例第8条第2号ただし書ハの原点ともいえる最高裁判決が参考になる（最高裁判所第3小法廷平成10年（行ツ）第167号（平成15年11月11日判決））。

旧条例に係る裁判例ではあるが、小金高校元校長〇〇〇〇の旅行命令票をめぐるこの裁判は、千葉県の「特例条例」、国の情報公開法における公務員情報開示、そして本件条例のただし書ハにつながる源流となった判断であるから、ここに一部引用する。

県の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の社会的活動としての側面を有するが、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、公務員個人が同号にいう「個人」に当たることを理由に同号の非公開情報に当たるとはいえないものと解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。本件条例は、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とし、そのために県民に公文書の公開を請求する権利を明らかにすることとしており（1条）、実施機関に対し、個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしつつも、公文書の公開を請求する県民の権利を十分尊重して本件条例を解釈運用する責務を負わせている（3条）。このように、本件条例は、県の県政に関する情報を広く県民に公開することを目的として定められたものであるところ、県の県政に関する情報の大部分は、県の公務員の職務の遂行に関する情報といえることができる。そうすると、本件条例が、県の公務員の職務の遂行に関する情報が記録された公文書について、公務員個人の社会的活動としての側面があることを理由に、これをすべて非公開とすることができるものとしているとは解し難いというべきである。

（4）付記

上記のとおり本件処分に係る開示は、不開示処理の瑕疵を含めた持ち帰り、相談調整班のアドバイスを一度は受け入れずに再検討を促されての持ち帰り等、いつまでたっても文書を入手できないおそれがあったため、審査請求人は写しの交付を受けることにした。

一方、本件開示文書は、「職員配置内示書（2016年度末の高等学校就職支援担当教員に係るもの）」との開示請求に対し、教職第365号で開示された文書と照合

することによって、(実施機関のいう)漏洩が生じる。

これら開示に混乱が起こるのは、条例に基づく開示が行われていないことに原因があると思われる。なぜなら、ルールに則り開示すれば、このような混乱は起きないはずである。

いずれにせよ、千葉県教育委員会は、〇〇〇〇校長の旅行命令票を墨塗りした時代に逆戻りしていることは間違いない。

3 反論書の要旨

(1) はじめに

弁明書(平成29年12月20日付け教職第873号-1)は、その体裁(複数葉のページがあるにもかかわらず綴じられていない)からして弁明書の体をなしておらず、また、その内容たるやひどいもので、まったく弁明をしていないのである。

よって、反論する余地はなく、以下は審査請求書の補足である。

(2) 身分について

最近、千葉県教育委員会は、「職員の身分上の情報である」ことを理由に「条例第8条第2号ただし書ハに該当しない」として不開示部分を拡大している。

本件において、「異動に係る情報」が「身分上の情報である」と主張しているが、「異動」と「身分」がどう関係するのか、まったく説明がない。そもそも、千葉県教育委員会の言う「身分上の情報」の「身分」とは、職務上の身分なのではないか。ある学校に勤務すること、ある学校から別の学校に異動することは、職務に密接に関係した情報であろう。まさに「ただし書ハ」に該当する情報にほかならない。

(3) 不開示の拡大について

本件に限らず、近年千葉県教育委員会の情報開示において、不開示部分が拡大している。それも、なぜ不開示にしたいのか理由のわからないものが多い。

以前は、例えば「不正経理」に関する業者名やコード番号など「隠すべき理由のある」(?)情報隠しであったが、最近では、本件のように学校要覧などを調べれば容易に判明してしまうような情報を隠している。また、これに伴い審査請求を県民に強いることにもなっている。

不毛な墨塗り作業はもう終わりにしようではないか。

第4 実施機関の弁明要旨

1 処分(本件決定)の理由

(1) 条例第8条第2号本文該当性について

本件不開示部分のうち、氏名、職員コード、所属の名称及び職名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第8条第2号本文に該当する。

本件不開示部分のうち、学校の番号及び特定の個人に関する記述については、他の情報と照合することにより、職員が誰であるかを識別できることから、同号本文に該当する。

(2) 条例第8条第2号イ該当性について

職員の定期的な人事異動については、異動となった職員の氏名、新所属職及び旧所属職が公表され、報道等で発表されているが、本件不開示部分については公表されておらず、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、同号イに該当しない。

(3) 条例第8条第2号ロ該当性について

本件対象文書については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められないことから、同号ロに該当しない。

(4) 条例第8条第2号ハ該当性について

本件対象文書については職員の異動に係る情報が記載されており、本件不開示部分については、当該職員における職務の遂行に係る情報ではなく、当該職員の身分上の情報であることから、同号ハに該当しない。

(5) 条例第8条第2号ニ該当性について

本件対象文書については、食糧費の支出に伴う懇談会、説明会等に係る情報は記録されていないことから、同号ニに該当しない。

2 弁明の理由

審査請求人は上記第3 2のとおり主張する。

しかし、上記第4 1 (1)のとおり、本件不開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、同号本文に該当する。また、本件不開示部分は公表されておらず、職員の身分上の情報であることなどから、同号イからニまでに該当しない。

したがって、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書

本件対象文書は、平成28年度末に職員の配置に関する内示を行うために、教育庁教育振興部教職員課県立学校人事室から各千葉県立高等学校長に配布する行政文書であり、平成28年度末に退職した当該各学校長に係るもので、学校ごとに転出者に関する内示書34校分及び転入者に関する内示書14校分が作成されている。

そして、各内示書は、転入者又は転出者の別、学校の番号、学校名、職員の番号、氏名、新所属、職、兼務等、特命、派遣（研修）、給料、現所属、職、兼務等、特命、派遣（研修）、給料及び備考の各欄で構成されている表形式で記載されている。

当審査会が本件対象文書を見分したところ、職員の番号及び氏名の欄には職員の番号及び氏名、新所属、職、兼務等、特命、派遣（研修）及び給料の欄には職員の新所属名、職名、雇用形態に関する情報並びに勤務態様、業務及び勤務時間に関する情報、現所属、職、兼務等、特命、派遣（研修）及び給料の欄には職員の現所属名、職名、雇用形態に関する情報並びに勤務態様、業務及び勤務時間に関する情報並びに備考の欄には退職の事実の情報、退職の種類、雇用形態に関する情報並びに勤務態様、業務及び勤務時間に関する情報が記載されていることが認められた。

そして、本件対象文書のうち、転出者に関する内示書においては、職員の番号、氏名、新所属名、職名、雇用形態に関する情報並びに勤務態様、業務及び勤務時間に関する情報並びに備考の欄に記載されている情報の一部を、また、転入者に関する内示書においては、学校の番号、学校名、職員の番号、氏名、新所属、職、兼務等、特命、派遣（研修）、給料、現所属、職、兼務等、特命、派遣（研修）及び給料（校長を除く。）の各欄に記載されている情報（以下「本件不開示情報」という。）を不開示としていることが認められた。

これに対して、審査請求人は、本件決定の取消しを求めていることから、不開示部分に係る本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

2 条例第8条第2号本文該当性

本件対象文書は、上記1のとおり転出者又は転入者ごとに表形式で記載されている行政文書であり、当該文書に記載されている情報は、転出者又は転入者ごとに一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第8条第2号本文に該当する。

3 条例第8条第2号イからニまでの該当性

(1) 条例第8条第2号イについて

当審査会が確認したところ、次のとおりであった。

実施機関は、報道機関に対し、平成29年4月1日付け人事異動発令を公表した。公表した内容は、異動した職員の氏名、新所属職及び旧所属職である。なお、当該職員における雇用形態に関する情報は含まれていない。

また、学校要覧は、各県立高等学校が年度ごとに作成し、各県立高等学校及び千葉県文書館において何人も閲覧できるものである。しかしながら、学校要覧の様式に統一されたものはなく、学校要覧に記載されている内容は各県立高等学校によって異なるものであるところ、各県立高等学校の職員の職名及び氏名は基本的にどの学校要覧にも記載されているが、当該職員における雇用形態に関する情報が記載されている学校は少数に留まる。

そうすると、本件不開示情報（備考の欄に記載されている情報のうち、退職の事実の情報を除く。）は、慣行として公にされている情報とは言えないことから、同号イに該当しないと認められる。

一方、備考の欄に記載されている情報のうち、退職の事実の情報は、慣行として公にされている情報と言えることから、同号イに該当する。

(2) 条例第8条第2号ロ及びニについて

本件不開示情報は、人の生命等を保護するため、公にすることが必要であるという特段の事情はなく、また、本件対象文書には食糧費の支出に伴う懇親会等に係る情報は記載されておらず、同号ロ及びニに該当しないと認められる。

(3) 条例第8条第2号ハについて

当該転出者及び転入者は同号ハに規定する公務員等である。

しかしながら、同号ハは、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報が該当し、公務員等の情報であっても、当該公務員等の身分の取扱いに係る情報は当該公務員等の個人情報として保護されるものであり、対象とはならないことからすると、本件不開示情報は、当該転出者及び転入者における職務の遂行に係る情報ではなく、同号ハに該当しないと認められる。

(4) したがって、本件不開示情報（備考の欄に記載されている情報のうち、退職の事実の情報を除く。）は、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

一方、備考の欄に記載されている情報のうち、退職の事実の情報は、同号本文に該当するが、同号イに該当すると認められることから、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

よって、実施機関は、本件不開示情報のうち、退職日及び退職の事実の情報については開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年12月28日	諮問書の受付
平成30年 1月19日	反論書の写しの受付
令和 4年 3月22日	審議
令和 4年 7月27日	審議
令和 4年 9月30日	審議
令和 4年10月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
伊 藤 義 文	弁護士	部会長職務代理者
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)